**～建設業許可申請マニュアルの改訂について～**

（令和元年10月）

　このたび建設業法、建設業法施行令、滋賀県使用料および手数料条例等の改正に伴い、建設業許可申請マニュアルを改訂いたしましたので、申請にあたってはご注意ください。変更箇所は以下の通りです。

**１．建設業許可申請にかかる欠格要件の改正**

**（変更箇所：P30,35,50,103,104,169）**

建設業法では許可にかかる欠格事由を規定しているところ、「成年被後見人または被保佐人」が「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者」に改正されました。

ついては当該欠格要件に該当しないことを証明する書類として、次のいずれかの提出を求めることとなりました。

・成年被後見人または被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書および市町の長の証明書（従来から変更ありません。）

・契約の締結およびその履行にあたり必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書（今回の改正で新設された内容です。詳細は監理課にご相談ください。）

**２．建設業許可証明書申請手数料の変更（変更箇所：P33,56,57）**

　建設業許可証明書の発行にかかる手数料が変更になりました。

（変更前）1通につき500円

　　　　　　　　　↓

　（変更後）1通につき530円

　滋賀県ホームページには新しい申請書を掲載していますので、ご利用ください。

（掲載箇所：ホーム＞県民の方＞しごと・産業・観光＞建設業＞許認可・申請・届出＞建設業許可証明・確認書）

土木交通部監理課建設業係

　TEL:077-528-4114　FAX:077-524-0943